

## “弁理士新時代を迎えて、 一致団結の下、変えよう日弁！”

日本弁理士クラブ平成16年度幹事長

筒井大和



日本弁理士クラブ（以下、日弁と略す）の会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日弁役員の任期改訂により、平成16年2月1日より、本年度日弁幹事長の重責を担うことになり、既に活動を始めておりますが、この日弁誌の場をお借りして、一言ご挨拶をさせていただきます。

近年の我々弁理士を取り巻く環境は劇的に変化しており、小泉内閣においては、知的財産戦略大綱及び知的財産基本法に基づき、知的財産戦略本部が立ち上げられ、「知財立国」のスローガンの下に将来の我が国を担うべき知的財産戦略の改革の検討が急ピッチで進められて来ました。そして、現在では、知的財産制度改革推進本部の活発な活動もいよいよ最終段階に入り、戦略提言の取りまとめが行われています。

一方、日本弁理士会においては、昨年度より、新弁理士法の第2次改正に基づき、特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修がスタートし、初年度として約550名の特定侵害訴訟代理権を有する所謂「付記弁理士」が誕生しました。そして、この能力担保研修は本年度も昨年同様約850名の規模で実施されることが決まっています。

また、昨今の弁理士試験合格者の急増により、弁理士1万人時代の到来が間近に迫って来ており、新人研修制度及び新規業務への対応の在り方等についても、早急に検討・対応することが求められています。

さらに、弁理士業界全体としても、バブル崩壊以来長く低迷を続けて来た日本経済の影響を受けてい

る上に、弁理士数の急増とも相まって、弁理士がこれまでのようなやり方で業務を継続することは困難になりつつあるのが実状であります。

しかし、別の面では、知財重視政策により、弁理士にも従前に増して社会の注目・期待が集まっており、我々弁理士の対応次第では、これまでにない方向性で新規業務に関与できるチャンスは大きく増加していることも事実です。

このような状況の中で、我々日弁は日本弁理士会内の最大組織として、これまでのように日本弁理士会を支える責務がある他、弁理士全体及び日弁を取り巻く環境の変化に対応して、自らが改革・変貌することを迫られています。

すなわち、日弁は50年余の永き歴史を有し、日本弁理士会に対し幾多の有為な人材を輩出し、その運営の中心として貢献して来たことは事実であります。しかし、一方では、弁理士試験合格者の急増に伴う弁理士数の急激な増加の反面、会派に属する弁理士数が伸び悩んでいる等の要因により、日弁を取り巻く状況も確実に変化しています。特に、若年層の弁理士の会派離れは急速に進んでおり、このままでは、近い将来の日弁、ひいては日本弁理士会の運営に対しても、必ず何らかの重大な影響が及ぶものと憂慮されます。

そこで、本年度日弁幹事会としては、標記スローガンの下で、以下の項目を重点テーマとし、その実現の努力を全力投球とする所存です。

1. 日弁5派全体の団結の強化（平成15年度の2度の選挙結果等を踏まえて）
2. 日弁運営の透明化（日弁会員及び外部の両方に

## ご挨拶

対して) (日弁推薦日本弁理士会役員選挙規則の制定)

3. 日弁主導の研修の強化 (一般会員研修及び能力担保研修のための日弁研修委員会の常設)
4. 日弁会員の増強 (その手段・方策の具体的検討・実行)
5. 無会派層 (若年層) への働きかけ (弁理士試験受験界へのアクセス等)

すなわち、平成15年度の2度にわたる日本弁理士会の役員選挙の結果も踏まえ、日弁を構成する5会派 (PA会、春秋会、南甲弁理士クラブ、稲門弁理士クラブ及び無名会) の団結をさらに強化すべく、自らを省みて、変革すべきは自己変革して行かなければならないと考えております。

そのためには、日弁会員内及び外部の両方に対して日弁運営の透明化を図ることが必要である他、日弁主導の研修を強化するなどの方策により、組織離れの傾向にある若年層をも日弁に取り込めるような魅力ある組織に変貌できるよう、日弁研修委員会を

常設し、一般会員研修及び能力担保研修等の研修事業の強化を図ることにしております。

また、日弁会員の増強のための手段・方策の具体的検討を行い、たとえば弁理士試験受験界へのアクセス等の対策により、無会派層 (若年層) への働きかけを行う必要があるものと考えております。

さらに、上記の諸方策の他、日弁設立の基本的理念に立ち返って、日弁が自己変革を行うために必要な様々な方策を多方面から検討・模索し、できることから実行して行きたいと思っております。

最後に、上記のような日弁の改革を実現するには、日弁会員の皆様全員のご理解とご協力が不可欠です。日弁を真に変革するには、一部の会員の力だけでは限界があります。日弁会員全員が共通の認識の下に努力してこそ、始めて真の改革が成し遂げられるものと信じます。日弁会員の皆様におかれましては、これまで以上のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



# ご挨拶

## —日本弁理士会の会務について—



日本弁理士会会長 木下 實三

### 1. はじめに

筒井大和幹事長を始め、日本弁理士クラブの先生方には、会務への絶大なご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。特に、昨年は、2回にわたる選挙を経たにも拘らず、ご協力戴いていることに、重ねて感謝申し上げます。

4月1日の就任以来、約半年を経過いたしましたがお蔭様で、会務を滞りなく処理いたしております。しかし、これまでは、各委員会の立上げ、定期総会の開催、支部、地区部会との意見交換などといった定例的事項や、各機関や各委員会への諮問・審議事項の依頼などこちらから働きかければ済む事項が主でした。

しかし、これから始まる後半の半年は、各委員会などから上がってくる答申に対応し、臨時総会を開催したり、外部に働きかけるなど、正副会長会としては今まで以上に実行力が試されることとなると、考えております。

このため、今まで以上のご協力とご理解を賜ることになると思いますので、宜敷くお願い致します。

### 2. これからの会務の概略

これから後半の会務について、その概略を述べさせて戴きます。

(1) まず、臨時総会ですが、年度内に3回の開催を予定しております。

第1回は、10月28日(火)に予定しており、全国にアクセスポイントを展開すること、秋葉原ダイビル借室及びそれに伴う補正予算などについて、お諮りすることにしております。

第2回は、12月後半に予定しており、国際活動センター、知的財産価値評価対策センターの附属機関化、事業拡大に伴う補正予算、九州地区部会の支部化、役員制度・支部制度についての基本的考え方のご承認、その他、いろんな例規改正などについて、お諮りする予定にしております。

第3回は、来年の3月後半に予定しており、役員制度・支部制度の改革などについて、お諮りする予定にしております。

(2) 次に、緊急の問題として、今秋の臨時国会において通過が予定されており、我々弁理士に関係の深い法律、具体的には、裁判外の紛争解決の促進等に関する法律(通称、ADR 基本法)の制定や信託業法の改正に対する対応があります。

(3) また、今年度の事業計画の重点項目に、人材育成、地域的対応、知財に関する情報発信などによる日本弁理士会のプレゼンスの向上などがあります。これらの実行のためには、各対応委員会に加え、各付属機関の活用が必要であり、主として、人材育成は研修所、地域的対応は知的財産支援センター、プレゼンスの向上は中央知的財産研究所の活用が重要です。この点に関しては、各付属機関のご協力で、順調に実行されつつあります。今年度は、付属機関の長が新たな切り口で活発に活動されており、この方向で会務を継続して戴きます。

(4) 更に、弁理士制度改正、会員実態調査(アンケートの実施)、タウンミーティング、他団体との連携強化、その他、今年度の事業計画に盛り込まれた項目の実行があります。

これらは、全て重要であり、かつ、重い項目です

ので、正副会長会としては、今まで以上に気持ちを引き締めて会務に取り組む所存です。

### 3. 主要項目の説明

#### (1) 全国のアksesポイントの設置

これは、弁理士の地域偏在に由来し、主要都市以外の各地域における弁理士へのアksesや地域活動が必ずしも十分ではないとの社会からの要請に応え、また、将来構築される司法ネットワークとの連携に備えるための施策です。

具体的には、全国8箇所の経済産業局のある地域に、小さな場所を借りるとともに、そこにパートの人などを置き、日本弁理士会に対する受付窓口にしようという構想です。

#### (2) 秋葉原ダイビルの借室

(1)の全国アksesポイントの設置とも関連し、日本弁理士会に強く求められている地域での知財活動の拠点の一つとして位置付けるとともに、ダイビルを含む秋葉原地区に東京都が計画している産官学連携の場である秋葉原クロスフィールドの環境を活用して、効果的な知財関連事業及び知財教育などを行おうという構想です。

#### (3) 役員制度、支部制度の改革

役員制度については、昨年の臨時総会で基本的方向性のご承認を受けておりますが、その方向に沿って、具体的な改正を行おうとするものです。

すなわち、従来の正副会長に新たに執行理事を加えて新執行機関を構成するとともに、総会に次ぐ審議機関として常議員会を位置付け、この常議員の選出を全国に新たに設ける選挙区から選出するようにするものです。これにより、副会長の繁忙性の解消、審議の適正化、常議員会の活用、増加する会員からの的確な情報把握などの効果を得ようとする改正です。

支部制度は、支部を東京を含む全国にくまなく配置して、大量増員時代を迎え、会員の会への参加意識の向上、知財に関する地域活動の活性化、会員の意見の迅速な聴取などの効果を得ようとするもので

す。

#### (4) ADR 基本法関連

ADR 基本法の国会上程に際し、その活用のため、各士業が仲裁代理権などの取得を希望しています。そこで、日本弁理士会も司法制度改革推進本部事務局、政党など関係機関宛、次のような内容の要望と説明を行っており、今後とも活動を展開していきます。

- ①弁理士に、著作権に関する仲裁・調停手続の代理権を付与するよう要望。
- ②弁理士に、不正競争防止法全般に亘る仲裁・調停手続の代理権を付与するよう要望。
- ③弁理士の仲裁手続代理権に、調停手続の代理権が含まれることを明確にするよう要望。
- ④知的財産に関して、経済産業大臣が指定する機関以外における仲裁、和解(調停)手続の代理権を、弁理士に付与するよう要望。

#### (5) 信託業法関連

信託財産の対象として知的財産が含まれる可能性が高いため、その際、弁理士法を実質的に無効とする行為が行えないようにするとともに、弁理士を活用する要望を、関係機関に展開します。

#### (6) 弁理士制度の改正

急増する弁理士試験新規合格者の質的担保を行うため、試験制度、研修制度の改正と、業務範囲の見直しを提案し、特許庁など関係機関との交渉を進めていきます。

#### (7) 会員実態調査：アンケートの実施

会員実態調査のためのアンケートを実施しています。アンケートは、①最近の合格者に対する意識調査(7月に実施済み)、②会員の意識、業務状態調査(9月に実施済み)、③ユーザーの意識調査(年内に実施予定)、④業務報酬に関する実態調査(年内に実施予定)の4つです。

今後の施策を展開する上で重要な資料となりますので、ご協力を宜敷くお願いします。

#### (8) タウンミーティング

昨年度の九州地区での二回のタウンミーティング

に続き、今年度は、12月8日に新潟県長岡市で、1月14日に北海道函館市で、1月27日に広島県広島市で、2月9日に福島県郡山市で開催する予定です。

#### (9) 他団体との連携強化

今年度は、他団体との連携をより強化することにしておりますが、特に、下記団体とは以下の内容で協議などを行っております。

##### ①日弁連

従来からの能力担保研修へのご協力依頼以外に、共同事業の協議を希望しております。具体的には、仲裁センターの水際問題での活用、アジアにおける国際仲裁・調停機関の設立、知財価値評価委員会の設立、技術標準化等委員会の設立、知

財信託委員会の設立、民間調査機関設立委員会の設立、地方における相互協力、研修における相互協力等です。

##### ②知財協、経団連

知財業界や日本弁理士会が抱える問題、例えば、信託、ADR、弁理士制度等について、具体的な意見交換を実施しています。

##### (10) 例規改正

新たに設立する機関、制度の関するものだけでなく、矛盾や不足する例規をできるだけ見直し、改訂します。

以上



## 知財立国の実現に向けて —担当副会長としての考えと活動のご紹介—

日本弁理士会副会長 丸 島 儀 一



私は、日本弁理士クラブの推薦を頂き、日本弁理士会の副会長を務めさせて頂いております。貴重な活動の機会を与えて頂いた先生方に感謝申し上げます。

副会長に就任して以来、日本の知財立国の実現のため、弁理士会の立場から貢献したいと念じ努力しているところです。

企業内で知財の仕事をしてきた弁理士でもある私自身、今まで主に経団連の知的財産部会長として産業界の立場から、知的財産戦略大綱を作り上げる初期の段階から推進計画2004まで、知財改革の内容を具体的に検討する種々の場に参加させて頂き、私なりの考えを述べさせて頂きました。この間、弁理士に関連する事項については歴代の弁理士会会長とも連携を取らせて頂きました。大筋で産業界が期待する方向で知財改革が進行しており、これからの知財改革も同様に進行することを期待しております。

知財立国の理念に叶う知財改革においては産業界も弁理士会も大筋で期待する方向は同じであると認識しております。互いに協力して知財改革に取り組むことが大事だと思います。

現在、推進計画に沿って進行している知的財産の創造、保護及び活用並びに人材の育成に亘る知財改革により、知財立国の理念に言う、知的財産の価値が最大限に発揮される国内環境の整備は大筋において骨格が定まり、より具体的な事項についての改革が進行中と認識しており、また理念に言う、将来に亘り新たな知的財産の創造がなされる基盤の確立については、総合科学技術会議における国家戦略としての重点研究開発事項の決定と、それと連動して機

能を果たす研究開発系の独法や大学改革の実現により国家戦略としての基盤の確立は、更なる改革が必要で有るとしても、着々と進行していると認識しております。

ところが、知財改革の理念に言う知財改革において最も大事な我が国産業の国際市場での国際競争力強化についての改革が未だ十分成されて無いように思います。

国内での研究開発が活性化し、知財の活用により国内市場で産業競争力が高まったとしても日本の真の知財立国は実現されないと思います。

わが国の知財立国は、その国情から、わが国の産業が国際市場、特に市場の大きい国、或いは将来大きくなる国において産業競争力をつけることによりその市場で事業が優位に展開できることにより初めて達成されるものと思います。

優れた国産技術に基づく商品を国際市場に於いて優位に事業展開するには、その国産技術の国際標準化が最も効果あります。

WTOの加盟国ではTBT協定により、国際標準が国内標準に優先するから、例えその国の産業政策に基づく国内標準があったとしても国際標準は阻止されないからです。

その意味で、国産技術の国際標準化は推進計画2004の最重点事項として推進される必要があると思います。

私の担当している中央知財研において、本年度の研究テーマとして、政策論も含め広く技術標準と特許の関係、弁理士と技術標準の関わり等について検討をお願いしており、私も議論に参加させて頂いて

おります。

この研究テーマを取り上げて頂いたのも、今年の「パテント」誌6月号に於いて私の考えをお伝えしましたように、知財立国実現のため、これからの弁理士は、専権の範囲の仕事以外にも、知財創造サイクルの全範囲の非専権の分野で知財の専門家として活躍する必要があり、その能力向上と基盤造りの一環としての考えからです。

同様に、担当の「知財の価値評価」、「知財の信託」、「仲裁センターの裁定を活用した特許侵害品の水際処置」、「標準特許の Patent Pool に関連した鑑定、調停、信託管理」、「これ等に関連した調査機関」等の分野の検討は夫々関係の機関、委員会等で検討をお願いしておりますが、広く利用者の要望に応える体制の確立と、信頼性の確保および非専権の新規分野の仕事に個々の弁理士や弁護士が参入し易い環境の構築、例えば知的財産仲裁センターの機能を拡大し、知財総合サービスセンターのような場を構築するようなことを日弁連と共同で出来ないかを日弁連に申し入れると共に協議を重ねて参りました。結論を得るには時間を要すると思いますが、更に深く検討していくことで合意が得られそうです。知財の価

値評価に関しては公認会計士等他の士業との連携も考えております。

以上の活動は日本弁理士クラブの多くの先生方の積極的な活動に支えられており、大変お世話になっております。感謝の気持ちとお礼を兼ねてご報告させていただきます。

ADR 法改正に関連して弁理士の仲裁、調停代理の範囲を拡大する要請や、弁理士試験制度や弁理士制度の改善の要請等については、知財立国を支える知財専門家としてその必要性について、ユーザー団体の理解を得ることも大事なことと思います。経団連と知財協の担当として、今、そのための活動に入っているところです。

以上知財立国に関連して私の思いと関連した担当の活動の状況の一部をご紹介いたしました。

記事の一部は今年の「パテント」誌6月号、掲載予定の10月号の掲載記事と重複していることをご了承頂きたいと思っております。

これからの活動に関しても多大のご協力をお願い申し上げます。

以上



## さらなる飛躍を目指して

日本弁理士会副会長 浅賀 一 樹



日本弁理士会副会長という要職を賜りましてから日々は矢のように過ぎて行きます。今更ながらわれわれ弁理士および日本弁理士会を取り巻く知財世界の変化の早さと奥の深さに驚嘆の念を抱いております。

さて、今年の日本弁理士会は受身の立場を取らず、前に打って出る攻めの姿勢を試みています。

今までに無かった地方拠点を設け、地域での知財活動を行うこととしました。その1つが地域アクセスポイントを各経済産業局所在都市等に設けることですが、他の1つは秋葉原に来春竣工する31階建てのビル（通称秋葉原クロスフィールド）の一部にアンテナショップを設けることです。

この秋葉原クロスフィールドは、東京都が「電気街が持つ魅力や世界的知名度に支えられた集客力を活用し、IT関連産業の世界的な拠点を形成する」とした「東京構想2000」を具体化したもので、独立行政法人産業技術総合研究所、筑波大学、東京大学等の大学、IT先端プロジェクトオフィス、ベンチャー支援投資会社、デジタルコンテンツ関連教育機関等が入居の名乗りを上げており、日本弁理士会の入居にはクロスフィールドでの実践的な産学連携、ITベンチャーへの知財関連の支援等が期待されています。

この期待に答えるべく、活動を開始する予定です。

なお、弁護士連台会を初として他の士業団体は各地域にすでに単位会あるいは地域会を擁しており、日本弁理士会も地域活動にかかる組織的インフラの整備に乗り出す訳です。

次に、弁理士制度の改革について取り組むことにしました。

「知的財産推進計画2004」では、「弁理士の量的及び質的拡大」が要請されておりましたが、「質的拡大」がおろそかになってきています。

正副会長会としては、弁理士のあるべき姿を確立すべく、弁理士登録レベルを設定し、そのために必要な試験・研修制度の改定を目指します。

知的財産立国実現に貢献するためには、弁理士制度及びその後に構築される研修とにより、新規登録者の実務能力を担保できるように致します。

また、本年末にはADR基本法に関連する機関仲裁代理の見直しをきっかけとして、社会的ニーズに基づき、機関及び機関外の仲裁・調整代理についての弁理士法の改正が行われる予定です。

正副会長会としては、産業財産権（職務発明の紛争を含む）、回路配置、著作権、不正競争全般並びに関税定率法に基づく申立代理、被申立代理及び供託代理などがさらに必要となっている現状を踏まえ、弁理士の業務範囲の見直しについて要請致します。

以上

## 副会長としての担当委員会報告



日本弁理士会副会長 福田賢三

今年の4月1日に、日本弁理士会の副会長に就任してから早くも5ヵ月強が経過しました。私が担当している委員会の、約半年間の活動状況について説明致します。

### 1. 弁理士法改正特別委員会

当委員会の諮問事項の一つに、「水際取締り関連の弁理士代理業務範囲(認定手続に関する代理業務、供託に関する関税定率法の行為を中心として)に関する検討」があります。このような内容を諮問した趣旨は、平成12年に改正された弁理士法の第4条第2項第1号では、水際取締りにおいて、弁理士の有している知見と経験とにより、知的財産権を侵害する物品に関し、新たに税関長による輸入差止手続の一部について弁理士による代理権を認めることになりました。しかし、弁理士が権利者側(申立者)の代理人になれるけど輸入者側(請求者)の代理人になれないこと、及び権利者・輸入者に対する供託命令における供託手続の代理が、司法書士の専権業務とされているので、弁理士が代理できるか否かが疑問であること、等が理由です。

弁理士法第4条で規定する業務の範囲を少しでも拡大させるために、水際取締りの手続業務を弁理士の代理業務に含めることが望まれます。

### 2. 業務対策委員会

当委員会は、主として非弁活動の調査、検討並びに対処について審議してもらっています。

悪質な非弁活動を告発するためには、報酬を得て、業として、及び故意を立証することが必要です。非

弁活動をする者は、ほとんどがそのことを知っている、簡単に証拠固めをすることができません。したがって、証拠固めのために長期間を要するケースが多くあり、また調査団体に依頼する場合がありますが、ごく希に委員が現場で直接調査したり張り込むこともあります。

平成15年度から平成16年度に持ち越された案件は11件もあり、平成16年度に新たに追加して審議している案件は1件です。

少しでも早い解決が望まれます。

### 3. 総合政策検討委員会

当委員会では、知的財産支援センターの支援員が講師を務めた場合の講師料の額、研修所の講師謝礼の額、中央知的財産研究所の研究員に対する報酬の額に大きな差があるので、統一化の方向に導けないか、及び他の士業の講師費用等との関係を審議し、適正な講師料を設定してもらうことにしています。

### 4. 業務環境改善委員会

当委員会は今年新設されたもので、数年前から弁理士の増加が激しくなって業務環境が激変する可能性があるために、現時点での会員の業務環境に関し定点観測を行って今後の基礎データとするものです。また、弁理士法の全面改正に基づいて出願人サイドのユーザーにアンケートを行い、ユーザーが求める理想的弁理士像、弁理士へのニーズ等を追求することになっています。更に、弁理士報酬制度が平成12年に廃止されたので、ユーザーに対する弁理士の報酬がどの程度であるのか、どの様な報酬体系である

のか、等を特許事務所に求めるアンケートを実施することにしています。

これらのアンケートを当委員会で実施することにより、弁理士業界の将来的進展、業務発展の一助にしたいと思っています。

## 5. 福利厚生共済委員会

会員1名につき毎月会費の中から800円を積み立てて共済基金とし、この共済基金の中から、会員の慶弔時に定められた額を給付しています。したがって、1名につき毎年9,600円の積立額なので、30年間で29万円弱にしかなりません。しかし、30年以上在会の会員が例えば死亡した場合若しくは退会した場合に、60万円の給付金が出るので、積立額の約2倍を受け取ることができます。

このため、数年前から共済基金が破綻する、若しくは底を突くといわれているので、いつ頃、どのような形態で破綻するのか、またいくら位の積立金であれば破綻しないのか、等を専門家にシミュレーションしてもらうことにし、対応策を審議してもらうことにしております。

## 6. 財務委員会

日本弁理士会の財務関係について検討する委員会

で、今年度は、「弁理士会基金積立金の積立額について」、「棚卸資産の評価について」、「ペイオフ凍結解禁に対応する規定の作成について」、「予算成立前における新規事業に伴う予算の執行について」を審議しています。

毎年4月1日に正副会長会が発足し、定期総会が5月中旬に開催されるので、その間の1ヵ月半は予算立てをすることができません。したがって、予算を伴う新規事業を実施することができない、という不都合があり、この点を解消するための審議をお願いしています。

## 7. 防災会議

日本で大災害が発生して会員がその影響を受けた場合に、直ちに災害対策本部を設置して被災者会員に対し、援助することを検討する委員会的な会議です。

阪神大震災を教訓にして設置されたもので、対策本部が設置されないのが望ましいのですが、何時、どのような状態の大災害が発生するか分からないので、会員にとって必要なものと思われま

以上



## ご挨拶



日本弁理士会副会長 杉本 ゆみ子

## はじめに

日本弁理士会の副会長は、弁理士法(63条)及び日本弁理士会会則(61条)によると会長を補佐することを職務とします。

また、正副会長規定によると「会長の定めるところにより会長を補佐し、渉外、内務、財務その他の会長が会務執行のため必要と認めた事務を分掌する(3条)」ことになっています。

はじめに、ちょっと堅いことを書きましたが、このような規約に則って副会長は職務を分担しています。ちなみに、私は、常議員会、中国・四国部会、知的財産支援センター、例規委員会、弁理士推薦委員会の他、6つの実務委員会を担当しています。

また、本年度のタウンミーティングについても吉田芳春副会長と共に全体的調整を行ったり、広島タウンミーティングを吉田稔副会長と共に担当しています。

政府の「知財推進計画」の発表以来、日本弁理士会も知財の普及を社会貢献の一つとして行っており、これは主として「知的財産支援センター」が活動しています。

担当分野の性格上、地方への出張も多くなりますが、副会長の活動としてその一部をご報告します。

6月の初めに九州部会をお訪ねしました。九州部会の立上げのためですが、それに先立ち、先ず、麻生亘福岡県知事を表敬訪問しました。知事は特許庁長官を経験された方であり、特許庁の親切運動に力を入れられ、ご在任中、弁理士の意見を積極的にお聞きいただきました。知事は弁理士会からの訪問団

を暖かくお迎え下さり、福岡県、九州全般における知財に対する知事のお考えを熱心にご説明いただきました。弁理士会からは、産学官連携・中小企業支援等も通じて「知的財産推進計画」における弁理士の役割に真摯に対応していることを説明申し上げました。当初30分の予定をいただいていたのですが、お話が弾んで一時間近く予定オーバーしました(写真(1))。

九州部会の立上げの後、翌週は、橋本大二郎高知県知事の表敬訪問を行いました。これは、知財支援センターが(財)高知県産業振興センターとの共催の形で2003年に行った中小企業・ベンチャー支援のためのセミナーを、今年度は高知県と契約を締結しましたので、県知事と本会会長との対談をお願いした次第です。木下会長、吉田芳春副会長、佐竹センター長他で訪問し、橋本知事には、知財戦略セミナーの概要や高知県関連の登録商標を例に挙げてブランド戦略による地場産業の振興について説明申し上げました。知事は、ご自身で厚めのメモ帳にメモをとりながら、高知県の工業製品について特許の状況や県の登録商標について質問され、終始和やかに会談が進みました。添付の写真(2)(3)からも会談の雰囲気がお分かりいただけると思います。写真(2)のテーブルの上の手前にあるのが知事のメモ帳です。

尚、島根県に対する「知財の活用による産業振興施策支援協定」による知財戦略セミナーは2001年4月に開始して、過去3年の成果として、県有特許を県外大手企業への実施許諾が成功したり、大学における国有特許の出願件数が増加するなど、中小企業や、大学、公設試験研究機関等においても色々な効

## ご挨拶

果が現れてきています。

知的財産支援センターは、中小企業、産学連携関係ばかりでなく、「発明相談、一般向けセミナー、小中学校における知財授業、特許流通フェア協力」等々、多彩な支援活動を行っており、80人強の運営委員と支援登録弁理士により支えられています。

担当している広島タウンミーティングに関しては、8月の最終の週に広島県の関係部署をお訪ねして協力をお願いしてきました。午前中に県商工労働部、中国経済産業局、午後に広島商工会議所他6ヶ所を訪問し、タウンミーティングの知財への高揚・普及という趣旨をご説明し、共催・後援等のご了承をいただきました。タウンミーティングの内容は知財支援センターを始め、地区部会の協力の下検討を進めています。



写真(1)



写真(3)



写真(2)

正副会長会は本年度は、特に多くの重要課題を掲げて活動を行っています。そこで、通常は年2回程度の常議員会も、既に2回開催されました。おそらく、少なくともあと2回は開催されることになりそうです。役員組織の改革も予定しており、これに伴い会則改訂も行うことになり、例規委員会にも頑張りをお願いしています。この委員会は千葉太一執行補佐役にご協力いただき、著作権委員会は峯執行補佐役にご協力いただき、副会長の繁忙性の縮減に一役かっただいています。商標委員会他の担当の委員会についても各委員長が頻繁に連絡を下さり助かっています。

日本弁理士会、ひいては日本の知財立国に少しでもお役に立てるよう努力していますので、細腕副会長にご支援をお願い申し上げます。

## 常議員会が変わる



常議員会副議長 中村 稔

常議員になるのは2回目です。前回は昭和48年で、31年前になります。この時は選挙があり、何が何やら勝手がわかりませんでした。幸い皆様のおかげで当選しました。今回の場合、会長選挙とのからみで常議員選挙も必至といわれ、「またかよ！」と思いましたが、その後状況が変化して会長選挙だけとなり、常議員は無投票当選となりました。正直ホッといたしました。

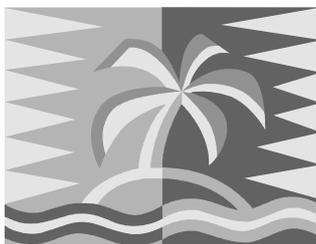
現在の常議員制度になってからは、常議員会独自の職務は、会規の制定、改正又は廃止に関する議案の審議・決議のみであります。そして、現存する会規としては、「日本弁理士会経理規定」、「審議委員会規則」、「日本弁理士会監査細則」の三つがあるだけです。以上のことを考えると、せっかく選任された優秀な常議員の能力を十分に発揮させる常議員制度ではないと感じられます。

会則が全面的に改正された平成13年以降、常議員会では平成13年度には「新制度下における常議員会のあり方について」、平成14年度には「常議員会の職務権限について」及び「常議員の代議的な性格について」、平成15年度には「日本弁理士会の組織及び役員制度のあり方についての検討」がそれぞれ審議されています。

本年度も、「日本弁理士会の役員制度並びに組織についての審議」が木下会長から依頼されています。

本年度の役員・組織検討委員会では相当に審議が進み、部会での意見はほぼまとまっているようです。常議員会はこれらの審議内容の説明をすでに受け、それに基づいて審議を始めたところです。

常議員会は変わらねばならないし、変わる状況が整いつつあると感じます。



## 研修体制の見直しについて



日本弁理士会 研修所所長 幸田 全弘

本年4月1日付けで日本弁理士会研修所の所長に就任いたしました。

ご承知のように、日本弁理士会研修所（以下、単に研修所と云う。）は、昨年開設25周年を迎え、本年度を新たな四半世紀の始まりとして迎えました。

この節目の年に当たり、これまでに培われた、歴史と伝統を考慮しながら、研修所の事業内容並びに運営方法などについて再検討し、会員の期待に応えられる研修所を模索したいと考えています。

まず、この研修所は、日本弁理士会会則第148条に根拠を置き、弁理士、弁理士となる資格を有する者、そして、その他正副会長会において相当と認める者を研修の対象者としています。しかしながら、新弁理士法の施行以来、日本弁理士会が求められる社会への貢献（プロボノ活動）を考えると、研修の対象者を弁理士以外にも拡大し、社会が求める知財の人材育成に協力すべき時期にきていると考えています。

そのためには、前記の会則を改正し、研修対象者を弁理士以外にも拡大し、広く門戸を開放することが喫緊の課題と考えます。そして、日本弁理士会が目指す研修を通じてのプロボノ活動を円滑に行なうには、最終的には、研修所の独立も視野に入れながら対応することが求められる、と考えています。

また、過去の会員研修は、有能な講師（その多くは会員）が、ご自分の仕事の合間を縫った献身的な努力の上に成り立っていました。しかしながら、研修を受けることによって、会員の知識が豊富になり、

自己の仕事の幅が広がることを考えると、講師に対しては、それ相応の対価を支払うべきで、講師の自己犠牲、あるいはボランティアによる研修は、これを見直すべきである、と考えています。

云うまでも無く、良い研修を行なうには、よい講師が必要です。よい講師をお願いするには、講師に対して相応の対価の支払いが求められ、よい講義を受けるには、有償が当然の時代と考えます。

研修所では、かかる観点から、よい講師陣の確保ならびに講師の育成に努め、多くの会員がより良い講義を受けられるよう研修体制を見直していきたく思っています。

また、平成13年以降の弁理士試験合格者に対する新人研修は、急激な人員増に対処するため、村木前所長を中心とする昨年度の研修所において、鋭意検討の結果、インターネットを利用したEラーニングを採用することを決定され、この10月から新人研修に取り入れられました。

このEラーニングを利用したIT研修は、研修の時間、回数、場所等を会員が自由選択できる利点がありますので、これを拡大し、会員研修にも積極的に採用し、遠隔地の会員も等しく最新の情報を、仕事に取り入れることができるよう押し進めたく思っています。

そして、平成16年度の弁理士試験合格者に対する新人研修においては、より早く実務に対応することが可能なように、合格前における実務補助の経験を勘案し、合格者を階層化し、経験を有しない者、あるいは経験が少ない者に対しては、より丁寧な研修

を行ない、一日も早く弁理士として自立できる効果的、かつ効率的な研修を実施します。

また、平成15年度から始まりました特定侵害訴訟代理業務のための、能力担保研修は、昨年度とほぼ同規模の815名の研修生に対して東京、大阪、名古屋及び福岡において、本年5月から9月にかけて実施しましたが、日本弁理士会の方針に基づき、会員の全てがいわゆる付記弁理士となるよう、今後もこの能力担保研修を継続して実施していきます。

しかしながら、この研修を担当される講師の先生（総勢97名の弁護士）からは、民法や民事訴訟法、特に、民事訴訟法についての基礎的な知識不足を指摘されていますので、4年目以降の能力担保研修については、その実施方法を再検討し、一人でも多くの会員が、いわゆる付記弁理士の資格を得られるよ

う最善の努力をする所存です。

さらに、先端科学技術の進歩や、知財分野における国際性の一層の進展等に伴う弁理士に対する時代の要請に応えるために、ITやバイオ、さらにはナノテク以外の先端科学技術についても、大学や外部の研究機関等と提携して研修を行ない、知財の国際対応能力を向上させる研修を積極的に実施していきます。

これらの課題に取り組むため、研修所では、正副所長、運営委員、事務局職員全員の英知と情熱とを結集して対応に当たりますが、会員の皆様のご理解とご協力が不可欠ですので、研修への積極的な参加と、研修所に対するさらなるご支援をお願いいたします。

以上



# 日本弁理士会 中央知的財産研究所の活動



日本弁理士会中央知的財産研究所副所長 三好 秀和

## 1. 研究所の周知性

われわれの日本弁理士会には三つの附属機関がある。まず30年の歴史を刻んだ研修所。そして弁理士の社会的奉仕・支援活動を積極的に行う知的財産支援センター。そして中央知的財産研究所である。

前二者に比べ、研究所の活動は会員以外はともかく、会員自体にもよく知られているとはいえない。その理由は、組織自体が前記二機関に比較してあまりに小さいこともあるが、その研究機関という設置目的自体の地味な性格によるところも大きい。

研修所の活動が全会員を対象としたものが多くあり、長い活動の積み重ねでその存在意義が十分に認識されていることもある。また支援センターの活動は知的財産制度の発展に貢献するため、その対外的活動が非常に積極的であり、知的財産の重要性の高まる昨今、ますますその社会的要請が増しているという事実もある。

研究所自体も、その活動の実態を広く周知する広報の方策をいろいろ工夫している。その研究の成果は、報告書として全会員には勿論、知的財産に関係する裁判所、大学、その他多くの機関に贈られているが、昨年度から7月1日の弁理士の日に合わせて、その研究成果について会の内外に発表する“公開フォーラム”を二年続けて開催した。

参加者は、会員は勿論だが、知的財産に携わる企業関係者や、関係学会、裁判所、経済産業省、特許庁、その他知財関係機関の関係者など300人を上回る賑わいとなった。開催についての周知活動も工夫はしたが、発表のテーマが昨今の知財の広がりを意識した、魅力のある、関心を持って頂けるものを選定

したことに起因したのではないかと思う。特に今年度は「クレーム解釈論」のテーマでパネル・ディスカッションを行い、会場の参加者も巻き込み大いに盛り上がった。

このような行事を行う、或いはプレスリリースを活発に行う。その他いろいろな形で研究所の活動の周知性を高めていきたいと思う。しかし、研究所本来の研究活動をさらに充実させることによってその存在の周知性が高まることが望ましい。事実、当研究所の報告書がいろいろな知財関係の論文に引用される機会も多く見られ始めており、関係する者としてうれしい限りである。

## 2. 研究所の組織と体制

この機会に研究所の組織と体制について知っていただきたい。その詳細は会令第27号に規定されているが、その構成は運営委員サイドと研究員サイドに分かれる。運営委員サイドは所長以下、若干名の副所長と運営委員とで構成されている。その任期は2年で、研究課題の選定や研究員の人選、各種行事の企画や実行、予算面の検討等々、充実した研究活動が円滑に行われるようにと運営を行っている。研究所設置以来、少しずつ運営サイドの増強が図られ、今年度は副所長6名、運営委員14名という体制である。

研究サイドは研究課題ごとに研究部会を設置し、本会会員である弁理士は勿論、学者等の学識経験者、弁護士、産業界の知財関係者などの研究員で構成する。そして、ほとんどの研究部会では学者（特に大学教授）に部会長にあたる主任研究員をお願いして

いる。

今年度は五つの研究部会が活動を行っており、5名の副所長がそれぞれ一つの研究部会を担当し、もう一名の副所長は運営委員会と予算等の総務を担当している。運営委員も原則2～3名が一つの研究部会を担当している。運営サイド、特に若い運営委員にとっては、知財の最高或いは最先端レベルの研究活動に触れることができ、個人的に得られるものも大きいと思う。

研究部会のうち一つは関西で行われており、運営委員、研究員とも主として関西地域の方々によって構成されている。そして、毎月の運営委員会も東京、大阪、名古屋を繋いだテレビ会議を利用している。

### 3. 研究課題

研究課題は平成8年度の研究所設置以来、現在研究を行っているものを含め、既に17を数えるまでになっている。そしてそのほとんどが報告書といった形で研究成果を発表している。

現在活動中の研究部会は以下の五つである。

- ①「これからの知的財産で保護すべきもの」  
(主任研究員・相澤英孝・一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授)
- ②「不正競争防止法第2条第1項第14号について」  
(主任研究員・満田重昭・千葉大学名誉教授)
- ③「損害賠償論」  
(主任研究員・高林龍・早稲田大学法学部・大学院法科研究科教授)
- ④「コンピュータ・プログラムに関する著作権と特許権の交錯について」  
(主任研究員・大瀬戸豪士・甲南大学大学法学部教授)
- ⑤「技術標準と特許権」  
(主任研究員・苗村憲司・慶応大学大学院政策

メディア研究科教授)

ほとんどの研究課題は、約2年の期間を費やして内容の充実した報告書の作成という形で活動を終了する。ただ、5番目の「技術標準と特許権」については、政府の知財戦略推進計画に呼応した研究課題であり、その緊急性もあってこの6月から開始したにもかかわらず、今年中それも出来るだけ早い研究成果の報告を正副会長会から求められている。そのため研究活動の速度もほぼ月2回の研究部会の開催という頻度で行われている。

従来のほとんどの研究部会が主任研究員を大学の法学部の先生にお願いしてきたのに対し、この部会では主任研究員を情報通信に関する知的財産権の権威である慶応大学大学院政策・メディア研究科の苗村憲司教授にお願いし、研究員は慶応大学商学部教授(元・特許庁特許技監)の清水啓助氏、NTT・アドバンステクノロジー(株)の澤井敬史氏、三菱電機(株)知的財産渉外部の加藤恒氏、そして若手から伊藤市太郎氏の4名の弁理士が加わって、わが国の産業競争力復活のために「技術標準と特許権」の問題にどう対処すべきかという観点から熱い議論が続けられている。

### 4. 今後の研究所の活動

研究所の活動のおもな目的は、知的財産と弁理士制度に関する諸問題の研究活動を通じての知的財産権制度と弁理士制度の健全な発展に資することである。

来年度、10周年を迎える当研究所であるが、今後ますます研究活動を活発に、そして充実し、前記目的に適うものとなしたい。会員各位のご理解・ご協力を勿論いただかなくてはならないが、特に若い会員の運営委員としてのご参加を期待したい。

# 「知的財産立国」と 地域支援組織のあり方

日本弁理士会知的財産支援センター センター長 佐竹 弘



## 1. はじめに

政府は天然資源の乏しいわが国を「知的財産立国」として育てるために「知的財産推進計画2004」を策定し、知的財産に対する取組の方向を具体的に示している。

知財の専門家集団を自認する日本弁理士会は、「社会的要請に機動的に対応し、知財立国実現への貢献…」を基本方針に掲げ、日本国各地に散在する全会員に実践を促すと共に、「知財支援センター」を設けて、全国的な視野に基づく知財の創造、保護、活用に係わる社会貢献活動を行っている。

## 2. 支援活動の組織について

全国に散在する弁理士各位にあっては、知財専門家の当然の責務として、各地において単独で或いはグループでもって夫々相応の社会貢献としての地域特有の知財支援活動を行っている。

しかし小人数で行われる知財支援活動には自ずと限界がある。

日本弁理士会においては、未だ組織化されていない関東地域を除き、全国各地において組織化されている地区部会、支部等に働きかけ、当該地域に存在する国の機関、県、市等の地方自治体、各種公益団体とタイアップして、地域の特性を生かし、かつ地域に密着した知財支援活動を行うことを薦めている。

しかし上記地域に構築されている地区部会の実態は、1つの地区部会テリトリーが複数の県に跨り、県単位の会員数は僅かに1名～数名の処が多く、俗に「弁理士過疎地域」と称される地域であり、そのような小人数の地域会員で構成される組織では、いく

ら奮闘努力して頂いても地域に対する十分な知財支援の成果を得ることは期待し難い。

これに対し、弁理士が集中している三大都市にあっては、夫々弁理士が多数存在し、組織を構築しての地域支援活動は極めて容易である。

すでに「近畿圏」「東海圏」においては夫々1,100余名、370余名の弁理士が存在しており、夫々の地域内において活発な地域支援活動を行っている。

## 3. 「弁理士過疎地域」における支援活動の実態について

前述したように地区部会が構築されている地域は、弁理士数が少なく、十分な知財支援活動を期待することは困難であることに鑑み、

本年度、日本弁理士会の正副会長会にあっては、自ら率先して北海道、福島県、新潟県、広島県等の地方に出向き、ラッセル車よろしく、その地の自治体（又は国の機関）に働きかけて共に知財啓発活動を主軸とする「タウンミーティング」を催し、地方の自治体等に対する知財意識の高揚に努める予定である。

また、知財支援センターにあっては、地域の知財昂揚普及活動を主たる業務とする第1事業部、大学支援を主たる業務とする第2事業部、地域の中小企業（ベンチャー）支援を主たる業務とする第3事業部が互いに連携を取り合い、北海道、長野、新潟、島根、高知、九州、沖縄等々、日本国内の津津浦々の地域において夫々活躍している地区部会の会員との連携も密にしながら上記の「弁理士過疎地域」と称される各地区部会のテリトリー内に出向き、地域会

員と共に、地域内の自治体、公益団体からの要請に対応する「知財啓発活動」を行っている。

#### 4. 「近畿・東海」における地域支援活動の実態について

三大都市の内「近畿圏」「東海圏」にあつては、夫々の地域内に近畿支部と、東海支部が構築され、近畿・東海」の夫々の地域に必要な活動を行っている。

しかも近年「近畿・東海」の両支部においては、地域に対する「知財支援活動」の重大さに目覚め、自ら弁理士会の会令16, 21号の「支部の事業」に「知財啓発活動」に係わる項目を付加する改正手続きを行い、堂々と独自の支援活動の展開を行っている。

活動内容を具体的に説明すると、上記「近畿支部」にあつては、内部に「知財立国サポート委員会」「バイオサポート委員会」「弁理士制度普及委員会」等を設け、近畿地域における国の出先機関、京都大学を始めとする諸大学、大阪府、大阪市等の地方自治体、公益団体と連携を密にしながらの知財啓発支援活動」を盛大に行っている。

また「東海支部」にあつては、内部に「知的財産権制度推進委員会」「教育機関支援機構」、講師、相談員を派遣する役割を担う「総務委員会」等を設け、夫々東海地域における国の出先機関、名古屋工業大学を始めとする諸大学、愛知県、名古屋市等の地方自治体、公益団体と連携を密にしながらの「知財啓発支援活動」を盛大に行っている。

上記のように三大都市の内の「近畿圏」「東海圏」の地域においては、地域に密着した「支援活動」が行われており「近畿支部」「東海支部」のテリトリー内にあつては、私達「知財支援センター」の応援は実質的に必要はなく、「近畿支部」「東海支部」のご都合によりご利用頂ければ有難い程度である。寂しい思いもあるが、弁理士会としては大変喜ばしいことと感謝している。

#### 5. 「関東地域」における地域支援活動の実態について

日本における三大都市の内、最も重要な地域は

「関東地域」である。関東地域における弁理士の会員数は4, 300余名で、他の地域に比較して膨大な数である。

しかし残念なことに、これらの膨大な数の弁理士が在住している関東地域において、その地に在住する弁理士が組織を構築して、関東地域在住の中小企業(ベンチャー企業)に対して「知財啓発支援活動」を活発に行っている様子はない。

また、関東地域に在住する弁理士が「近畿・東海地区」のように組織をつくり、自ら住する地域における国の出先機関、諸大学、地方自治体、公益団体と連携を密にしながらの地域における「知財支援活動」を盛大に行っている様子もない。

このように三大都市の筆頭でありながら、地域支援活動に従事する弁理士組織が地元で構築されていない状態にある関東地域は、支援組織の面から見ると前記弁理士数が僅少の「弁理士過疎地域」のように思われる。

社会情勢を考慮すれば、上記関東地域のように地域の弁理士組織が活動していない地域に対しては、「知財支援センター」が、地区部会のテリトリー内で活動したように、関東地域に温かい支援の手を差し延べるのが望ましい事であるとの考え方もある。

しかしながら、現在の「知財支援センター」における運営委員の数は僅か80余名、それに限られた予算の枠内で、北は北海道、南は沖縄に至る間に多々存在する実質的な「弁理士過疎地域」の支援活動に追われている「知財支援センター」には、スポット的な支援活動は別論として、三大都市の「関東圏」に対し、継続的な支援活動をする余力はない。その上、弁理士の会員数が4, 300余名の膨大な会員が存在する「関東地域」に対して微力な知財支援センターが手を出す勇気もない。

せめて好ましいことは、関東地域における4, 300余名の会員が「近畿支部」の規模(1, 000名程度)でもって地域単位の支援活動組織を3~4ブロック構築して下さり、「関東地域」に存在している中小企業(ベンチャー企業)等を含め多方面に渡る地域密着型の

## ご挨拶

「知財支援活動」を活発にして頂けるようになれば、その活力は偉大なものとなり、私達弁理士会にとっても、わが国にとっても極めて有益なことになると思われる。

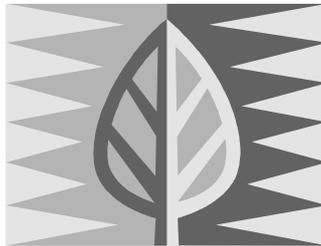
### 6. むすび

天然資源の乏しいわが国にとって「知的財産立国」の実現は極めて重要な課題であり、全国6,000名の全弁理士が心を一つにして全国津々浦々、各地域にお

いて組織を構築し、夫々活躍することによって、全国各地において地域特有の創作が生れ、日本国全体の産業が知的財産を核にして発展し、私達の社会は豊かになることと思う。

「知的財産立国」の実現に向け、全国の弁理士が知識を寄せ集め、各地域において光り輝く活動をして頂けることを強く期待しています。

以上



# 日本知的財産仲裁センターの 発展に向けて



日本知的財産仲裁センター センター長 玉 真 正 美

## 1. 紛争解決メニューを充実しました

日本知的財産仲裁センターは、平成10年4月発足以来7年目になりました。昨年度末に新判定制度を立上げましたので、紛争解決のためのメニューが一通り揃った状況になりました。第一段階の法律相談、第二段階としての紛争内容を分析する判定、さらに第三段階の紛争を解決する調停もしくは仲裁と進むことができます。

## 2. 取扱対象の拡大を考えています

また、従来、産業財産権、著作権が中心でしたが、知的財産権全般を扱う意味で、まだ一件も申立のない種苗法事件にも目を向け、事件取扱の準備をしております。

また、地域的には、現在、本支部がある東京、大阪、名古屋の3地区以外の地域についても活動の対象を拡げることの検討を始めました。

## 3. 使い易いセンターにします

目指すところは、使い易い仲裁センターであり、弁理士会のサポート機関でもある「ADR 推進機構」とも協力し合って、調停の申立書の書き方を会員に普及させるなど、より身近なセンターを作り上げていきたいと思っております。

## 4. 法律改正に対応します

そして、今年3月1日に施行された新仲裁法に対応した仲裁規則の改正を行い、新たに加わった判定規則を追加する等、規則集、ガイドブック、パンフ

レット、マニュアルの一新を行います。

## 5. 司法制度改革で変革の議論がされています

政府の司法制度改革推進本部に設けられているADR検討会も4月から再開され、今秋に向けてADR基本法案が纏まりつつあります。概念すらも一つ固まっていないADRではありますが、裁判とは違う特徴を持つ点を評価し有力な紛争解決手段に育てていくことが、知財政策の面からみても重要であると思います。

## 6. 非公開手続が特徴です

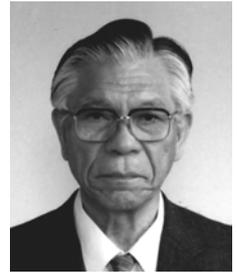
仲裁センターの手続は非公開であり(但し、ドメイン名紛争を除く)、紛争関係者以外は事件の内容を知ることができません。相談、判定、調停、仲裁の何れもが秘密を保ちつつ紛争を解決できる点が大きな特徴であります。

最近の動きを申しますと、今年3月から始めた「センター判定」は、既に3件の申立がありました。調停、仲裁に比べて出足が好調なのは、特許庁判定に比較して非公開性、口頭審理の採用が評価されているものと考えます。処理スピードも、単独判定については3ヵ月、双方判定については4ヵ月を目標にしており、産業界の要請に応えていく積りです。

紛争について相談があったときには、依頼者に、是非利用を働き掛けて頂きたいと思っております。

以 上

# 知的財産価値評価機関 設立を目指して



知的財産価値評価対策センター委員長 鈴木正次

## 経緯の概要

日本弁理士会は、知的財産価値評価が弁理士の業務であること、弁理士の価値評価が高水準を保ち権威ある評価ができるものとして定着させるには、弁理士の価値評価に対する知識の向上を図り、適切な支援をすべく、価値評価機関の設立が急務であると判断し、平成14年度に知的財産価値評価機関設立検討委員会を設置した（委員長藤本昇）。

該委員会は、下記を目的とする評価機関を設立すべく調査検討し、日本弁理士会に答申した。

- (1) 会員の評価業務のサポート。
- (2) 評価手法の開発。
- (3) 評価業務に精通した会員の育成。
- (4) 客観性及び信頼性の高い評価結果の提供。

ついで平成15年度にも、知的財産価値評価機関設立検討委員会を継続し（委員長滝田清暉）、前年度（平成14年度）の知的財産価値評価機関設立検討委員会の成果を引継ぎ、具体的に設立準備に着手した。

即ち日本弁理士会の附属機関設立の手順にのっとり、会則、会令等の令規改正及び新設、価値評価機関の組織、業務並びに付随事項について審議の結果、準備段階の成果を日本弁理士会に答申した。

そこで平成16年度に日本弁理士会は、前年度に続き、知的財産価値評価機関設立の具体的準備をすべく、知的財産価値評価対策センターを立ち上げ、同年中に知的財産価値評価機関を設立すべく、会則・会令の立案、諸準備の策定に着手し、平成16年度中に日本弁理士会の臨時総会に提案すべく会則・会令案を作成し、平成16年8月に日本弁理士会に答申した。従って前記会則・会令案は令規委員会の審議を経て、同年12月の臨時総会に、重要議題の1つとして提案される予定となった。

## 会則・会令案の概要

1. 会則改正案は次のとおりである（但し委員会答申による）。

150条の2 本会は、附属機関として知財価値評価推進センターを置く。

前記において、名称を「知的財産権価値評価センター」の案も有力とされていたが、「知的財産権」は冗長であるとして「知財」を採用し、「評価センター」は、附属機関が価値評価をするように誤解を受けるおそれがあるので、「知財価値評価推進センター」とした。

2. 知財価値評価推進センターは、知的財産権の価値評価に弁理士の業務に基づく専門性を生かした価値評価の客観性及び妥当性の向上を図る事業を行い、並びに弁理士による価値評価業務の改善進歩を促し、もって知的財産権の活用に寄与することを目的とする。

3. この会則に定めるもののほか、知財価値評価推進センターの組織、事業、その他知財価値評価推進センターに必要な事項は会令で定める。

2. 会令：知財価値評価推進センター規則案は次のとおりである。但し、紙面の都合上、目的、事業、組織の条以外は省略する。

1条（設置） 省略

2条（目的） 評価推進センターは、知的財産権の価値評価に弁理士の業務に基づく専門性を生かした価値評価の客観性及び妥当性の向上を図る事業を行うことにより、弁理士による価値評価業務の改善進歩を促し、もって知的財産権の活用に寄与することを目的とする。

3条（事業） 評価推進センターは、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

一 知的財産権の価値評価に関する本会会員（以下、会員という）の業務の改善進歩を図るための会員の指導、連絡及び監督に関する事務

二 知的財産権の価値評価業務を受任する意思がある会員（以下、「評価人候補者」という）の評価人候補者名簿の作成及び常備

三 本会が会員の推薦依頼を受けた価値評価業務につき推薦すべき会員（以下、「評価人弁理士」という）の選任

四 価値評価業務に関する共通認識である知的財産権価値評価基準（以下、「評価基準」という）の制定

五 価値評価業務に関する研究成果である知的財産権価値評価マニュアル（以下、「評価マニュアル」という）の作成

六 評価人候補者を対象とする研修計画の立案及び研修の実施並びに評価人候補者を対象とする説明会の実施

七 会員を対象とする価値評価業務に関連する研修の企画

八 知的財産権の価値評価業務に関連する研究、提言、資料収集及び情報整備

九 評価人弁理士及び会員の評価内容の集積並びに知的財産権の価値評価についての指標の整備及び公表

十 価値評価の視点から見た知的財産権の取得及び活用に関する研究、啓発及び提言。

十一 知的財産権の価値評価、研究及び提言に関する情報提供

十二 知的財産権の価値評価に関する事務

十三 その他知的財産に関する価値評価に関しセンター長が必要と認める事業

前記規則中「本会」には、支部、地区部会及び附属機関が含まれるものとする。

1号は、日本弁理士会の業務である会員の指導、連絡及び監督に関する事務に関連して、本附属機関は、知的財産権の価値評価に関する本会会員の業務

の改善進歩を図るものであることを確認的に規定した。本附属機関は、価値評価を行う会員の指導に関する事務を行うのであるが、評価人弁理士の独立性より、会員が受任した個別の価値評価業務について、本附属機関が、会員への指導を行うことはない。一方、知的財産権の価値評価の手法の高度化や均質化は、早急に行われるべきものであるから、評価人弁理士から示される価値評価業務に関する一般的な課題や質問等に回答する事業を行うことは想定される。

3号は、評価人弁理士の選任について規定した。この評価人弁理士の選任は、評価人候補者名簿によることとなる。選任については、本会令第6条第8項及び第9項に定められている。本附属機関では、本会が受任した弁理士の推薦依頼につき、適切な評価人弁理士を名簿から推薦する。弁理士の推薦依頼を行う主体は、当面民事執行事件での地方裁判所が想定されるが、会員が、本会に対して、評価業務の補助者となる評価人弁理士の推薦依頼を行うことも想定できる。すなわち、会員から本会に評価人弁理士の推薦依頼があった際にも、本附属機関は、評価人弁理士として適切な人材を名簿から選任する。

<評価人弁理士>評価人弁理士は、特定の価値評価業務につき選任された会員である。評価人弁理士は、推薦の依頼元へ価値評価業務に関する見積を提出し、正式な依頼があれば、受任する。評価人弁理士は、選任された後、受任しないことが明確となるか、または、受任した価値評価業務を完了するまでの評価人候補者である。

<共通認識>共通認識の主体は、本附属機関のセンター長、副センター長、運営委員、評価人候補者及び評価基準を審議する審議会等の委員が想定される。また、評価人候補者以外の会員や、官庁や、外部の各種機関を含めても良い。最終的には、共通認識であるか否かは、評価基準を審議する手続の令規により定められる。

5号は、価値評価業務に関する研究成果である知的財産権価値評価マニュアル（以下、「評価マニュアル」という）の作成について規定する。評価マニュアルは、評価基準とは別に作成される。評価マニュアルは、平成9年度特許委員会、平成12年度特許委員会、平成14年度知的財産価値評価機関設立検討委

## ご挨拶

員会、平成15年度知的財産価値評価機関設立検討委員会、平成16年度知財価値評価対策センターにて作成されており、平成15年度には、平成14年度に作成した評価マニュアルを中心とした会員研修が実施された。本附属機関は、常設の機関として、この評価マニュアルの作成を事業とする。

評価基準と評価マニュアルとの関係については、実務の進展により明らかになるが、想定される関係は次のとおりである。

- |        |  |
|--------|--|
| 4条（組織） | 評価推進センターに、センター長1名、副センター長及び運営委員若干名を置く。      |
| 2      | センター長は、センターを代表し、評価推進センターの事務を総理する。          |
| 3      | 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。 |
| 4      | 運営委員は、センター長及び副センター長と共に評価推進センターの運営にあたる。     |

5条（評価有識者） 省略

6条（選任等） 省略

7条（知的財産権価値評価基準等） 省略

8条（評価内容の管理等） 省略

9条（事業計画） 省略

3. 会令：評価人の登録及び選任の運用基準案は次のとおりである。但し、紙面の都合上、目的条項以外は省略する。

- |        |   |
|--------|---|
| 1条（目的） | この運用基準は、日本弁理士会会令第 号知財価値評価推進センター規則（以下、「規則」という）第6条第7項の評価人の登録及び選任につき、事実に応じた適切性の下、推薦の機会均等を確保するための基準について定める。 |
|--------|---|

2条（定義） 省略

3条（評価人候補者名簿） 省略

4条（選任手続） 省略

5条（選任にあたり考慮すべき事項） 省略

6条（選任報告） 省略

附則 省略

## その他検討事項

知的財産価値評価対策センターは、前記の他、下記事項を検討し、平成16年12月又は平成17年3月末日までに成案を得て答申することになっている。

1. 知財価値評価に関し、幅広い局面に対応できる評価手法、その他の知財インフラに関する調査、研究。
2. 弁理士が知的財産権の価値評価をする最適者であることを、内外へ情報発信する為の企画、研究。
3. 知財価値評価及び、機関設立に関する会員への情報提供、研修会、説明会の企画、必要な人材の派遣。

## むすび

知的財産価値評価の必要性は益々大きくなり、迅速適確に知的財産の価値評価をすることは、きわめて困難であるけれども、評価人としては弁理士が適任であることに鑑み、日本弁理士会は、知的財産価値評価機関を設立し、会員の評価を支援しようとするものである。

日本弁理士会が、知的財産価値評価機関を設立する目的は、色々考えられるが、最も大きな目的は、弁理士が適確な価値評価を行うことができるように支援することであり、その内容は、会員の価値評価能力を向上させる為の研修、価値評価事例の収集、資料整備その他について充実を図ることにある。

このようにして社会的要請に対応して知的財産価値評価の要請に適確に対処すれば、弁理士の業務としての確固たる地位を築くことができる。よって、知的財産価値評価を求める者が、安心して依頼できる環境を育成することにより、弁理士の業務範囲を拡大することができる。

前記のような理由により、日本弁理士会に附属機関として、知的財産価値評価機関を設け、将来に向かって発展させることを望むものである。

以上

# 国際活動センターは必要か？



日本弁理士会国際活動センター センター長 藤村 元彦

## 1. センター設置の背景及び経緯

国際活動センターが設置されたのは、昨年4月である。昨年の会長からの説明によれば、弁理士会としての国際活動の継続性や一貫性を維持する必要がある点、正副会長会に飛び込んでくる種々の国際関連事項についての国際関連の担当委員会を決める基準が明確でなく、困難であることが少なくない点、国際関連事項は互いに関連していることもあり、一つの委員会で検討することが適切ではない場合もある点、国際会議への会員派遣の人選の困難な点、等を解消するためがセンター設置の理由であった。

センターの当初の構成は、一昨年まで個別の委員会であった国際活動委員会、海外協力委員会、国際政策委員会及び産業競争力委員会を、まとめた形であった。昨年度の正副会長会は、発足と共に、急遽、国際活動センターの設置を決めたので、昨年度の委員は、国際活動センターの委員を希望したのではなく、一昨年までの上記した委員会の所属を希望したところ、蓋を開けたら、センターの委員になっていたと言う顛末であった。

## 2. センターの構成及び活動

### 2-1) 昨年度

センターの発足が急遽決まったこともあり、一昨年までの対応する委員会の機能を引き継ぐ形で、欧米部会、国際政策部会、アジア部会、及び産業競争力部会を設置して継続性をひとまず維持することとした。

そして、各部会は、部会長と中心として、それぞれの対応委員会の一昨年度までの活動を引き

継いだ。予算も既に決まった段階でのセンター設置であったので、そのような形は止むを得なかったと言える。

### 2-2) 今年度

昨年度の経験から、産業競争力部会は元の通りの別な委員会が望ましいのではないかと今年度の正副会長会の判断があってその部分の活動は、センターとしては不要となった。更に、今年度は、WIPO 関係のみならず、欧州の専門家との交流にも力を入れて、AIPLA に偏り過ぎないようにすべきではないかとの配慮もあって、欧米部会を2つに分けて、米国部会及び欧州部会とした。

現に、今秋には、久しぶりに英国弁理士会(CIPA)が来会することが決まっている。更に、昨年度末のドイツ弁理士会からのアプローチを受けて、今年6月にセンターからの代表者がドイツ弁理士会を公式に訪問した。

アジア部会は、ここ数年間における途上国のIP人材育成事業をの特許庁委託事業を受託している発明協会・アジア太平洋工業所有権センター(APIIC)への講師派遣とアジア諸国の視察という形態を脱皮して、途上国のIP人材育成への日本弁理士会としての独自の活動を目に見える形で実行することに主眼をおいて、何とか、今年度中に結果が出るように努力しているところである。

## 3. 特許ハーモの最近の動き

パリ条約を基礎とするIP保護制度の枠組みがWIPOを中心として議論されており、PCTのリフォームが最近なされたことは周知のとおりである。

その一方で、PCTとは別に国毎の特許制度の調和を目指して特許法条約（PLT）が2000年7月に採択された。

PLTの発効には10カ国の批准若しくは加入が要件とされているが、既に8カ国が批准したという情報がある。

PLTが発効すれば、わが国も早晚これに加入するものと推定される。

PLTの採択の直後からさらなるハーモを目指して実体特許法条約（SPLT）の検討がWIPOにおいて行なわれている。PLTは各国の特許制度の手続き面の調和を図った条約であるが、SPLTは、新規性判断基準、グレースピリオド、先後願関係、先願主義への統一、進歩性の判断基準、などの項目を含んでいる。

#### 4. 専門職の資格相互承認

上記したような特許の保護制度の調和の議論がなされている一方で、従来のWTOにおけるサービス貿易の自由化問題における資格相互承認問題は、結局、いわゆるFTAなどの2国間協定の枠組みで議論されることになりそうである。このことに関連して、日・EU間での専門職の相互承認の枠組みの検討が去る6月22日に開催された日・EU首脳会議において決まったことは、注目に値するし、かつ第2の外弁問題に発展する要素を孕んでおり警戒を要する。

この点については、国際政策部会が特許庁との緊密な連携の下に対処していく方針であり、現にそのように動いている。

#### 5. 途上国の人材教育支援

弁理士百周年記念の際の東アジア知的所有権代理人団体協議会の宣言において、日本弁理士会が東アジアの各国と協力して弁理士団体の設立や研修・教

育に対する支援を宣言している。

かかる支援活動として、旧海外協力委員会を窓口とする発明協会アジア太平洋工業所有権センター（以下APICという）に対する講師派遣や協賛金の提供がなされて来た。

しかし、かかるAPICを介した支援では、日本弁理士会の存在が全く見えない。

かかる問題を解消すべく、国際活動センターとしては、日本弁理士会独自のセミナーを東南アジアにおいて開催することを企図している。

かかる活動は、日本弁理士会の国際貢献を明らかにし、ひいては、将来にわたって、日本の弁理士がアジアで活躍するための1つの礎となるのではないかと思う。

#### 6. まとめ

国際問題に対する対処は、短時間で結果が表れないしかつ国際的な議論には時間がかかるので、会員の眼からすると判り難い側面があることは否めない。しかし、IP保護の枠組みの検討、審査の相互承認問題などの国際問題を特許庁に任せておけば良い訳ではない。国際的IP保護制度の変革の議論やサービス業の自由化の議論に無関心でいることは我々弁理士業の将来を危うくする。むしろ、我々弁理士や弁理士会の立場を鮮明にしつつ、国際的な保護制度の変革や専門職の相互承認問題などに積極的に関与して、まっとうな主張をなすことが求められている。更に、先般の外弁問題における野次馬的なマスコミの動きに鑑みれば、マスコミ対策も重要であろう。

かかる点に鑑みれば、日本弁理士会としての継続的かつ統一的な国際活動を司る国際活動センターの必要性がおおいにあるのではないかと思う。

以上